

令和6年度 重要事項説明書



社会福祉法人 渡洋会
幼保連携型認定こども園

夙川宝プリスクール

西宮市鷺林寺2丁目3番2号
電話：0798（72）7234

1 事業者

| | |
|---------|---------------|
| 事業者の名称 | 社会福祉法人 渡洋会 |
| 代表者名 | 理事長 渡辺 洋一 |
| 事業者の所在地 | 西宮市鷲林寺2丁目3番2号 |

2 こども園の概要

| | |
|---------|---|
| 名称 | 幼保連携型認定こども園 夙川宝プリスクール |
| 所在地 | 西宮市鷲林寺2丁目3番2号 |
| 電話番号 | 0798-72-7234 |
| 事業認可年月日 | 平成18年3月22日 |
| 施設長名 | 渡辺 泰祐 |
| 沿革 | 平成15年8月 社会福祉法人 渡洋会設立 平成18年4月 夙川宝保育園として定員30名で開園 平成25年8月 運動場・菜園寄贈を受ける 平成26年4月 増築 定員85名に変更する 平成28年4月 幼保連携型認定こども園（定員96名）への移行 園名を「幼保連携型認定こども園 夙川宝プリスクール」に変更 |

3 施設の概要

| | |
|-------|---|
| 敷地面積 | 4106.81㎡ |
| 建物 | 鉄筋コンクリート造2階建 |
| 施設の内容 | 乳児室1、ほふく室1、保育室5、沐浴室1、調理室1、調乳室1、事務室1、便所3 |

4 園の方針

【保育理念】

『すこやかに さわやかに まろやかに 一人一人が宝もの』

「養護」（健康・安全で情緒の安定を図る）と「教育」（乳幼児にふさわしい経験を積む）を一体化し、豊かな人間性（すこやか・さわやか・まろやか）をもった子どもを育成していきます。

【基本方針】

- ・ 自然体験 … 恵まれた環境の中で、肌と心で四季を感じながら生活します。
自然を通して地域の方々と交流し、文化や慣習を学びます。
- ・ 食育 … 自分たちの手で種をまき、成長を見守り、食べる経験をします。
野菜のおいしさを味わい、食や命に感謝していただく気持ちを育てます。
- ・ 立腰教育 … 腰骨を立て、姿勢よく過ごすことは健康のもとです。
「腰骨を立てます」の声とともに、心もまっすぐに立てることを学びます。
- ・ つながり … 幼児期と児童期の教育には、連続性及び一貫性が重要です。
一人ひとりの発達や学びに配慮しながら、小学校につながる体系的な教育を行います。

【保育目標】

- 基本的な生活習慣が身に付く。
- 体を動かして元気よく遊べる。
- 野菜がなんでも食べられる。
- 腰骨を立ててけじめのある生活を送る。
- 読み書き、数、英語に親しむ。

5 定員及び児童数（令和7年1月1日現在）

| | 0歳児 (夢組) | 1歳児 (宙組) | 2歳児 (花組) | 3歳児 (星組) | 4歳児 (月組) | 5歳児 (雪組) | 合計 (人) |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|
| 2号・3号認定 | 5 | 13 | 18 | 18 | 18 | 18 | 90 |
| 1号認定 | | | | 2 | 2 | 2 | 6 |
| 計 | | | | | | | 96 |
| 令和6年度在籍 | 6 | 15 | 20 | 19 | 19 | 21 | 100 |

6 職員体制（令和7年1月1日現在）

| | |
|---------|------------------|
| 園長 | 1人 |
| 主任 | 2人 |
| 保育教諭 | 19人（常勤12人、非常勤7人） |
| 保育補助教諭 | 4人 |
| 栄養士・調理員 | 4人（常勤1人、非常勤3人） |
| 嘱託医師 | 4人 |
| 事務員 | 1人 |
| 講師 | 7人 |

7 提供する保育サービス

| サービス名 | 内 容 | |
|-----------------|----------------------------------|------------------------|
| 延長保育 (定員枠あり) | 保育標準時間認定 | 18:00～19:00 |
| | 保育短時間認定 | 7:00～8:30及び16:30～19:00 |
| 一時預かり保育 | 一般型 | 9:00～17:00 |
| | 幼稚園型 | 15:30～19:00 |
| 地域子育て支援事業 | 園庭開放(11:00～13:00)・食育農園体験・教育保育相談等 | |

8 開園日・開園時間及び休園日

| | | | |
|------|---|----------|------------|
| 開園日 | 月曜日から土曜日 | | |
| 休園日 | 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月1日から3日及び12月29日から12月31日 | | |
| 開園時間 | 7:00～19:00 | | |
| 保育時間 | 2号認定 | 保育標準時間認定 | 7:00～18:00 |
| | | 保育短時間認定 | 8:30～16:30 |
| | 1号・新2号・新3号認定 | | 8:30～15:30 |

*保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。園に提出する場合は変更月の前月20日（休園日の場合は直前の開園日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月25日（閉庁日の場合は直前の閉庁日）までに提出してください。支給認定の内容は翌月の1日から変更しますので、月途中の変更はできません。

9 利用者負担金

(1) 保育料

市が定める保育料です。「3歳児クラス以上」及び「0歳から2歳児クラスの市民税非課税世帯」の児童は無償です。なお、月途中退所の場合と、災害その他緊急やむ得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は保育料の日割り計算を行います。

(2) 延長保育に係る利用者負担金

| 項 目 | 金 額 |
|-------------------|-------------------------|
| 延長保育に係る時間外保育料 | 30分単位 200円 (※令和6年度より変更) |
| 閉園時間を過ぎた場合の時間外保育料 | 30分単位 6,300円 |

(3) 上乗せ・実費相当徴収分

| 項番 | 項 目 | 金額 |
|----|------------------|--------------|
| ① | 3歳児クラス以上児に係る主食費 | 月額 1,000円 |
| ② | 3歳児クラス以上児に係る副食費 | 月額 4,500円 |
| ③ | 0歳から2歳児クラスまでの給食費 | 市より決定の保育料に含む |
| ④ | 課外教室受講料 | <別表>の通り |
| ⑤ | 食育活動費・教材費・行事体験費 | <別紙>の通り |

- ・①②同一月中において給食の利用が1日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。
- ・①②災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。
- ・②市民税所得割合算額が57,700円未満の世帯や、所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育所・幼稚園等に在籍している年齢の高いきょうだい等から数えて第3子以降の子、生活保護及び里親の世帯は副食費が免除されます。

<別表> 課外教室受講料

| 項 目 | | 回数・曜日 | 上乗徴収金 |
|-----|---------------------|----------|----------|
| 午前 | 英語、読み、書き、数(0歳児～5歳児) | 週5回(月～金) | 無料 |
| 午後 | 習字(5歳児) | 週1回(月) | 月額1,600円 |
| | 英語教室(4歳児・5歳児) | 週5回(月～金) | 月額7,900円 |
| | サッカー教室(4歳児・5歳児) | 週1回(金) | 月額1,600円 |
| | テニス教室(4歳児・5歳児) | 週1回(木) | 月額1,600円 |
| | ピアノ教室(3歳児・4歳児・5歳児) | 週1回(月～金) | 1回2,000円 |

- ・自己都合による欠席の返金はありません。
- ・1か月以上の病気や怪我による欠席の場合は、年度末に清算させていただきます。
- ・負担金について、2か月以上の滞納があった場合は退園となります。

10 園の一日

| | |
|-------------|---|
| 7:00～ 9:00 | 順次登園、健康チェック、自由遊び |
| 9:00～ 9:30 | マラソン、体育ローテーションなど（0, 1, 2歳児は自由遊び） |
| 9:30～10:00 | 朝会（詩の朗唱、歌、体操など） |
| 10:00～12:00 | （クラス保育） 立腰、日課、製作、体育、自然体験、リズム、知育（日本語・英語）など |
| 12:00～13:00 | 給食 0～3歳児は食後に順次午睡 |
| 13:00～15:00 | <4, 5歳児> 英語(毎日)・習字(月曜)・テニス(木曜)・菜園活動等 |
| 15:00～ | <4, 5歳児>サッカー(金曜) 目覚め、おやつ、降園準備、健康チェック／自由遊び 順次降園 |
| 18:00～ | 延長保育 |

※毎日の繰り返しにより、安心して活動に取り組むことができます。園児の大切な遊び・学びを保障する意味で、お迎えの時間は早くても15時以降にしてください。

※4, 5歳児は、金曜にサッカーがありますので16時以降のお迎えをお願いします。

11 園の年間行事予定

| | |
|-----|--|
| 春 | 入園式・進級式・民謡フェスティバル・お花見遠足・甲山乗馬クラブ遠足(ポニー) じゃがいも掘り・いちご狩り・北山ダム遠足・保育参観・野菜の苗植え・田植え |
| 夏 | 七夕まつり会・蛍の鑑賞会・交通安全教室・人形劇・プール遊び・川遊び・お泊り保育 |
| 秋 | スカイパーク遠足・運動会・お芋ほり・焼き芋会・稲刈り・柿狩り 干し柿作り・甲山登山・観音山登山・宝塚歌劇鑑賞・栗拾い |
| 冬 | 生活発表会・もみじ狩り・温泉・クリスマス会・おもちつき・ツマガリケーキ作り見学 人形劇・たこあげ・作品展・ひな祭り会・マラソン大会・移動動物園・お別れ遠足・卒園式 |
| 毎月 | 避難訓練・誕生日会 |
| その他 | 甲山周辺散策・個人懇談(随時) |

- ・行事には、年齢によって参加・不参加があります。（園だよりでお知らせします）
- ・お弁当を用意していただく日は、4, 5歳児が4回（いちご狩り、もみじ狩り、スカイパーク遠足、お別れ遠足）、3歳児が2回（いちご狩り、お別れ遠足）、0, 1, 2歳児が1回（お別れ遠足）を計画しています。

◆園では、次のような健康診断、各種検査を行います。

| | | |
|------|-----------------|---------------------|
| 身体測定 | | 全児（毎月） |
| 健康診断 | 月齢検診(小児科) | 全児（年2回） 誕生月とその半年後の月 |
| | 各種検診(眼科、耳鼻科、歯科) | 全児（年1回） |
| 各種検査 | 尿検査 | 3・4・5歳児クラス |
| | 視力検査 | 3・4・5歳児クラス |
| | 聴力検査 | 4・5歳児クラス |

1 2 給食について

子供の生活状況や栄養状況を把握し、管理栄養士が栄養目標量を設定して食事計画を立てます。

| | |
|--------------|---|
| 給食の方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・自然の恵みや作り手の愛情を感じて食事を楽しみます。 ・食材や人への感謝の気持ちが育つような「食育」に取り組みます。 (園の畑で種まきや苗植えをする、自分たちで収穫した野菜を給食や自宅で食べる、朝会で栄養士から食育の話聞く時間を設けるなど) ・給食を食べることによって良い食習慣が身に付くように進めていきます。 |
| お弁当日について | <ul style="list-style-type: none"> ・保育の提供をする日は食事の提供を行いますが、行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。 |
| 食物アレルギー等への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を提出してください。市が策定した「保育所における食物アレルギー対応」に基づいて適切に対応いたします。 ・その他の事情により配慮が必要な場合は、あらかじめ御相談ください。 |
| その他の衛生管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（1か月に2回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。 ・調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。 |
| 非常時への備え | 非常時に備え、食品（アルファ化米、ベビーフード、液体ミルク等）を備蓄しており、ローリングストック及び防災教育の観点から、定期的に給食で提供しています。 |

<園の給食>

| | 0歳児 | 1～2歳児 | 3歳児以上 |
|-----|---|---|---|
| 昼食 | <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食 月齢、発達に応じて個々に進めていきます。 | <ul style="list-style-type: none"> ・主食 ・副食 全て園で用意します。 | <ul style="list-style-type: none"> ・主食 ・副食 全て園で用意します。 |
| 牛乳 | 育児用ミルクまたは牛乳 | 牛乳100ml 9:30とおやつ時に飲みます。(アレルギー児はお茶) | 牛乳100ml おやつ時に飲みます。 |
| おやつ | 2回食又はおやつ | | 果物、ヨーグルト、手作りおやつ 添加物の少ないお菓子など |

昼食とおやつの内容は、献立表の配布と「パピーナ」配信によってお知らせします。子供の1日の食事内容を考える際、家での食事と重ならないよう参考にしてください。また、朝食は一日の大切な活動源ですから、きちんと食べさせてから登園してください。

1 3 地域との交流・子育て支援事業

地域の発展と福祉向上への貢献を願い、さまざまな取り組みを行っています。

- ・近隣校との交流 …苦楽園小学校（交流活動）、苦楽園中学校（トライやるウィーク）、甲山高校（インターンシップ、じゃがいも掘り、運動会 他）
- ・教育実習生の受け入れ …保育教諭の人材育成を願い、実習生を受け入れています。
- ・園庭解放 …在宅育児家庭の遊び場として園庭を利用できます。
毎週水曜 午前11時から午後1時まで（事前申込制）
- ・子育て相談 …随時受付いたします。

1.4 健康について

(1) 病気・体調を崩したとき

【お休みする場合】

- ・登園時に37.5℃以上の発熱があるときはお預かりできません。子供が体調を崩したときは、症状が重くならないように家庭で十分に静養させてください。
- ・お休みの連絡は午前9時までをお願いします。その際、症状や病名、受診の有無をお知らせください。

【様子を見て登園する場合】

- ・発熱がなくても、発疹、目の充血、嘔吐下痢など、感染性の病気が疑われる場合は受診してからの登園をお願いします。受診する際にはこども園に通っていることを伝え、集団生活が可能か確認してから登園してください。
- ・登園時に「症状」や「投薬の有無」、「屋外活動の参加可否」などを登降園カードと連絡帳に記入の上、口頭でも伝えてください。
- ・感染症から回復して登園する際には、「登園可能証明書」または「登園届」を手渡ししてください。

【登園後に体調に変化が認められた場合】

- ・発熱が37.5℃を目安に連絡させていただきます。38℃を超えた場合はお迎えをお願いします。
- ・血液、便、嘔吐物のついた衣類は、二次感染予防のためビニール袋ごと持ち帰っていただきます。

(2) けがや事故が起きたとき

- ・けがやあざ等が家庭でできた場合は登園時に報告してください。それをもとに保育中の子供の健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中に子供のけがやあざ等に気付いた場合、確認のため保護者に連絡させていただくことがあります。
- ・けがをした場合は手当をし、お迎え時に報告します。受診が必要な場合、状況によっては病院へお迎えに来ていただくこともあります。

(3) 投薬について

- ・子供の薬は本来保護者が飲ませるものですが、やむを得ない場合は処方された薬に限り保育教諭が飲ませます。(市販薬はお預かりできません。)
- ・受診時には、こども園に通園していること、園では薬の使用が原則的にできないことを医師に伝え、薬の処方を「朝・夕の2回」または「朝・夕・寝る前の3回」にできないか、医師に御相談ください。
- ・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・保育時間中に薬を塗る・飲む必要のある場合は、1回分ごとに薬袋に氏名を記入し、「与薬依頼票」を帳面袋に入れ、登降園カード裏の薬欄に○印をつけてください。
- ・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登園時にお知らせください。

- ・応急処置や消毒等、必要に応じて以下のものを使用しています。

| | |
|----------|------------|
| 軟膏 | ムヒS |
| 消毒液 | マキロン・ケープイン |
| アルコール消毒液 | アルボナーズ |
| 経口補水液 | アクアライト |

(4) 感染症にかかった時について

【登園可能証明書、登園届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登園可能証明書が必要な感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間(※) | 登園のめやす |
|-----------------------------|---|--|
| 麻疹(はしか) | 発症1日前から発しん出現後の4日後まで | 解熱後3日を経過していること |
| インフルエンザ | 症状が有る期間(発症前 24 時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い) | 発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児にあつては、3日)経過していること |
| 新型コロナウイルス感染症 | 発症2日前から発症後7～10 日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染させるリスクが高い。 | 発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に、6日目から登所が可能。 |
| 風しん | 発しん出現の7日前から7日後くらい | 発しんが消失していること |
| 水痘(水ぼうそう) | 発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること |
| 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ) | 発症3日前から耳下腺腫脹後4日 | 耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること |
| 結核 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 咽頭結膜熱(プール熱) | 発熱、充血等の症状が出現した数日間 | 発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること |
| 流行性角結膜炎 | 充血、目やに等の症状が出現した数日間 | 結膜炎の症状が消失していること |
| 百日咳 | 抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで | 特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること |
| 腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等) | — | 医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。) |
| 急性出血性結膜炎 | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |
| 侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎) | — | 医師により感染の恐れがないと認められていること |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登園届が必要な感染症

| 感染症名 | 感染しやすい期間(※) | 登園のめやす |
|--------------------------------------|--|--------------------------------|
| 溶連菌感染症 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間 | 抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること |
| マイコプラズマ肺炎 | 適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間 | 発熱や激しい咳が治まっていること |
| 手足口病 | 手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間 | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| 伝染性紅斑 (りんご病) | 発しん出現前の1週間 | 全身状態が良いこと |
| ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等) | 症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要) | 嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること |
| ヘルパンギーナ | 急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要) | 発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること |
| RSウイルス感染症 | 呼吸器症状のある間 | 呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと |
| 带状疱疹しん | 水疱を形成している間 | すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること |
| 突発性発しん | — | 解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと |

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

<出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023 年一部改

③乳幼児によくみられる感染症（登園可能証明書・登園届は必要ありません）

| 病名 | 主な症状 | 留意点 | 備考 |
|-----------------|---|------------------------------------|--|
| 伝染性軟属腫 (水いぼ) | 米粒～小豆粒の軟らかい イボで真中がくぼんでいるものもある 治癒に数か月かかることもある | イボを掻きむしった弱い皮膚に水いぼのウイルスがつくと感染が広がる | 掻きこわした傷から浸出液が出ているときは、衣類、包帯、耐水性絆創膏などで覆うこと |
| 伝染性膿痂疹 (とびひ) | 虫さされ、引っかき傷等に細菌がついておこる 水疱や膿疱が出来て破れ、びらん、かさぶたを作り、次々に増え広がる 痒みを伴うことが多い | 虫さされやあせも等を掻きこわさないように注意する 手洗いの励行 | 掻きこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等でおおって覆うこと |

- ・水いぼ、とびひについては、登園可能証明書・登園届は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。
- ・アタマジラミ（卵・成虫）が見つかった場合は、必ず園にお知らせください。速やかな対応の御協力をお願いします。

(5) 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

睡眠中に赤ちゃんが死亡する SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の病気で、窒息などの事故とは異なります。

園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・午睡時は部屋を離れず、子供の顔が見える場所にいる。
- ・あお向け寝にし、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用せず、周囲にひも状のものは置かない。
- ・0, 1 歳児と入園間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・AED を設置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。

(6) 災害共済給付制度について

子供たちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入させていただきます。

- ・共済期間 4月1日～翌年3月31日
- ・保険の内容 負傷・疾病・障害・死亡に対する医療費、見舞金
- ・保護者負担額 1人につき年間 240円
- ・詳細は入園時の配布書類を御覧ください。

(7) 緊急時等の対応方法

園児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を請じます。保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、当園がしかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

【嘱託医師】

| | | | |
|-------|-------------------|------------|---------|
| 内科 | おりたクリニック | 甲陽園西山町1-16 | 75-0120 |
| 耳鼻咽喉科 | 谷口耳鼻咽喉科 | 羽衣町8-10 | 23-3714 |
| 眼科 | 高橋眼科 | 樋之池町10-15 | 71-2245 |
| 歯科 | 卓 familie 歯科・矯正歯科 | 北口町22-2 | 66-8855 |

【近隣の医療機関】

| | | | |
|-----|-------------|------------|---------|
| 総合 | 板野甲山診療所 | 甲山町53 | 70-2202 |
| 内科 | おりたクリニック | 甲陽園西山町1-16 | 75-0120 |
| 耳鼻科 | 谷口耳鼻咽喉科 | 羽衣町8-10 | 23-3714 |
| 眼科 | 高橋眼科 | 樋之池町10-15 | 71-2245 |
| 歯科 | 青野小児歯科クリニック | 木津山町11-11 | 71-3994 |
| 皮膚科 | 斎藤皮膚科 | 南越木岩町10-25 | 72-9465 |
| 外科 | 大井外科 | 名次町5-24 | 73-7000 |

1.5 安全対策

(1) 気象警報(台風接近等)への対応

【通常の気象警報が発令された場合(大雨・暴風警報など)】

- ・開園しますが、子供を連れての登降園は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。状況が悪化した場合はすぐにお迎えに来られる体制をとっておいてください。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

<午前7時現在>

- 気象庁より「特別警報」が本誌に発令された場合は「臨時休園」とします。
 - 西宮市より「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の素材する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。
- ※臨時休園後、発令が解除された場合は、各施設において、安全に配慮して開園を判断します。
- 西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル3）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため原則「家庭での保育」をお願いします。

<午前7時以降>

- 「特別警報」や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

- ・気象庁、Yahoo!等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。必ず市からの避難情報を御確認ください。
[西宮市防災ポータル https://www.nishinomiya-bousai.jp/](https://www.nishinomiya-bousai.jp/)
- ・避難所へ避難している場合は、「パピーナ」からの配信や園の掲示板でお知らせしますので、避難所へお迎えに来てください。
- ・電気、ガス、水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休園となります。

(2) 災害（火災・地震など）への対応

- ・防火体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必要な訓練を実施します。
- ・地震などで物が倒れてくる危険を予測し、園児の活動場所の安全点検を毎月行っています。
- ・具体的な計画を立て、毎月いろいろな時間帯に避難訓練を行います。
- ・指定避難場所は苦楽園小学校・苦楽園中学校（園より1.7km）、甲山高校（園より0.7km）です。道路や天候状況により、乳幼児の移動はかえって危険が増す可能性が高いと考えられる場合は、近隣からの倒壊・延焼等の危険がなく、鉄筋コンクリート建ての園内に留まります。

(3) 不審者の侵入・防犯の備え

- ・県警ホットライン、セコム直通ボタンを設置しています。危険を感じたときはボタンを押すことで、直接連絡が取れるようになっています。
- ・施設の3方向を2m以上のフェンスや塀で囲い、3重ロックの玄関と顔の見えるインターフォンを設置し、不審者が容易に侵入できないようにしています。
- ・セコム防犯カメラを14か所に設置し、常に録画設定がされています。

(4) 園からの緊急連絡方法

- ・緊急時には「パピーナ」より情報を配信しますので、アプリのダウンロード、登録をお願いします。入力した家族情報が緊急連絡票となりますので、変更のあった場合は必ず情報を更新してください。

「パピーナ」とは、株式会社チャイルド社が運営する保育管理システムの名称で、連絡帳や登降園管理、園からのお知らせやアンケートの配信などを行うものです。お知らせには、災害時の連絡や行事の実施連絡なども含まれます。

1 6 児童虐待防止のための措置

下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、園は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

その他、虐待であるかどうかに関わらず、子供に心配なケガやあざがあった場合には、法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、園ではありません）。通告により、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。園は、子供を大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

連絡の有無に関わらず、欠席が続く場合は、園から保護者、緊急連絡先に記載のある電話番号に架電することがあります。電話が繋がらない時は、市の関係機関と情報を共有し、園や市職員等が家庭訪問することがあります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

| | |
|-------|---|
| 身体的虐待 | 殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。 |
| 性的虐待 | 子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ 等 |
| ネグレクト | 家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等 |
| 心理的虐待 | 著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるDV（暴言暴力） 等 |

1 7 個人情報の取り扱いについて

当園では、個人情報保護法及び関連法令等を遵守し、管理者の下でセキュリティー対策を施し、適切に個人情報を管理しています。

- （1）登降園管理や園児台帳の作成、写真販売等の業務に、インターネット上のシステムを使用します。業務の一部を企業等、第三者へ委託する場合は守秘業務契約などによって個人情報の保護を義務付け、扱いを管理・監督します。
- （2）国や県、市に補助金を請求する場合、個人情報を提供し補助を受けています。また、成長や発達等に対して適切な支援をするために、園及び市が、医療機関、保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行います。転園や就学時には、子供の育ちを支える資料（保育要録等）を相手先に送付し、円滑な連携を図っています。
- （3）雑誌や新聞等の取材を受け、園児の写真・映像などが使用されることがあります。ホームページやSNS で写真等を掲載する場合があります。園だよりのお知らせや園内の壁面掲示として、生年月日や氏名・顔写真を掲載しています。これらの使用を望まない場合は、お申し出ください。
- （4）行事において、写真やビデオの撮影は園が許可した場合のみとします。写りこんだ他のご家庭の個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。
- （5）購入された写真やビデオを家庭で鑑賞される以外のご使用はおやめください。紛失についても、園は責任を負うことはできません。
- （6）利用目的を失った個人情報については、保管の定めがあるもの以外は確実かつ速やかに破棄します。

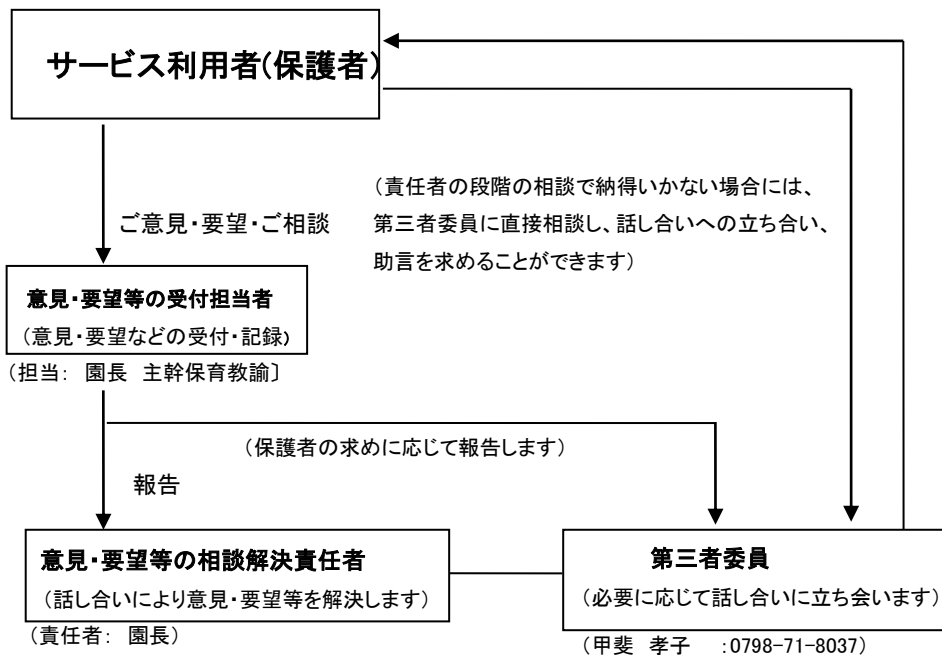
1 8 苦情対応

保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、必要な措置を講じます。仕組みについては玄関にも張り出していますので御覧ください。

お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、遠慮なくお申し出ください。可能な限り保護者の皆様のご要望にお応えしたく努力いたします。当園では、職員の誰でもが御意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。

ご意見・ご要望のための仕組みについて

夙川宝プリスクール



※相談解決の(改善事項)は口頭もしくは文章で責任者よりご報告申し上げます。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、兵庫県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることもできます。

1 9 情報公開制度

お子様のようすや保育に関することなど、気になることがあれば職員がお話をお伺いし説明させていただきます。いつでもお気軽に園へご相談ください。

また、市が保有している公文書の公開請求されるときは、所定の請求書を総務課(情報公開・公文書担当)に提出してください。

請求を受けた日から15日以内(理由のある場合は60日を限度としてその期間を延長)に公開・非公開を決定し通知します。

詳細は本市HPをご確認ください。

西宮市 HP

同意書

私は 本書面に基づいて 幼保連携型認定こども園 夙川宝プリスクール の利用にあたっての重要事項説明を受け、同意しました。

令和 7 年 月 日

保護者住所

児童氏名

保護者氏名

印

児童から見た続柄